

グローバル・タックス・サテライト

国際部員が見た中国の税務事情

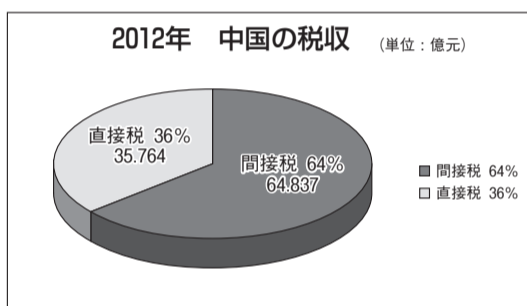
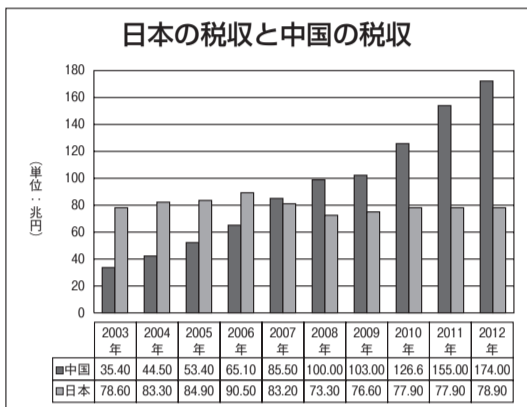
国際部員 茂木 和夫

第2回 中国

税務代理、税務コンサルティング等の業務を行う中国の「登録税務師」

経済のグローバル化に伴い、大企業のみならず中小企業までが、国境を越えた企業活動を展開しているのが現状ですから、顧問先企業からも海外税務に関して相談されることが多くなってきました。グローバル・タックス・サテライトということで中国税務について報告させていただきます。

1 中国の税収と日本の税収(国税・地方税合計)



2 中国の税制と税務行政

中国の税収は2012年において日本の税収の2.2倍になっています。中国の税制は1994年に制定されたものですから税収の伸びには驚くものがあります。税制の歴史は古くありませんが、間接税を中心としたスマートな税制になっていますし、税務行政には中国らしい特色があります。発票と専管員を有効に活用した税務行政がそれです。

発票

発票は日本語では領収書と訳されていますから“知ってる！領収書でしょう！”と反応される方も多いようです。タクシー代など料金と引き換えに受け取ることができますから領収書に間違いありませんが、PCソフトを購入したとき、契約と同時に発票が渡されましたが、このように、領収書だけでなく請求書代りに使われるのも発票の特徴です。

専管員

上海市の甲区には12の税務所があり、第1所は申告書、申請書を受け付ける税務所です。第2所から第10所は徴収所と呼ばれており専管員が勤務する税務所です。第11所と第12所は、査帳所と呼ばれ税務調査を行う税務所です。徴収所には専管員がおりますが、税務相談員と営業係を兼ねた存在で、税務局の窓口となり納税者の申告を指導する立場になっています。最前線で活躍していますから税務局を代表するように見えますが税法解釈を行う正式な権限までではないようです。忘れてならないのは、税収のノルマを持ちながら納税者の税務相談にのっているということです。最近では電子申告の普及もあり専管員の業務にも変化がみられ、申告内容の事前チェックより管理の割合が増えているようです。

■中国の会計

中国には会計法がありますから、会計法に基づき

会計処理を行わなければなりません。事業年度は一律に1月1日から12月31日と定められています。請求書を発行する習慣がありませんが、発票管理弁法で発票の発行が強制されていますから発行時期の特定されていない発票を認識基準にして会計が行われています。発票の発生、発行、受領をもって収益、費用の計上基準とされています。

■増値税

増値税は、物品の販売や加工等の役務の提供に対して課する税で、売上高に係る増値税から仕入高に係る増値税を控除して算出します。日本の消費税に当たりますが、中国税収の主要な税源になっています。税率は17%ですが軽減税率が適用される取引もありますが、申告納税は毎翌月行います。

■営業税

営業税は、指定された営利事業、経営行為に対して課される税で、課税営業額に業種ごとに定められた一定の税率を乗じて算出されます。指定された営利事業とは、中国国内における課税労働の提供、無形資産の譲渡、不動産の販売をいいます。税率は5%が原則ですが、申告納税は毎翌月行います。

■消費税

消費税は、指定された物品、消費行為に対して課される税で生産、輸入の段階で課税されるものです。日本の物品税に当たります。タバコ、酒、化粧品、金、銀、ダイヤモンドなどの装飾品、ガソリン、自動車、自動車タイヤなどに課税されますが、申告納税は毎翌月行います。

■企業所得税

企業の所得に対して課税される税ですが、日本の法人税に当たります。毎年1月1日から12月31日を事業年度として所得計算を行ない、翌年の4月末頃までに確定申告することになっています。税率は25%です。予定納税は、原則として四半期毎に行なうこととなりますが、申告納税は前年納税額による予定納税ではなく、四半期毎に作成された財務諸表に基づき実額で行われます。

■個人所得税

個人の所得に対して課される税です。居住者については、中国国内、国外から取得した所得に対して課され、非居住者については、中国国内源泉所得に対して課されます。中国の個人所得税の特徴は、所得を給与所得、利子配当、財産譲渡などの11種に分類して課税する方式であることから、税率も所得の種類ごとに定められています。給与所得に係る個人所得税は、毎月確定申告納税します。

3 中国の税務専門家制度

中国の登録税務師は税理士のような税務代理、税務コンサルティング等の業務を行います。登録税務師や弁護士に税務師資格は与えられていません。登録税務師になるには、人事部及び国家税務総局が実施する資格試験に合格しなければなりません。試験は、税法Ⅰ(増値税、消費税、営業税)、税法Ⅱ(企業所得税、個人所得税、印紙税)、財務と会計、税務代理実務、税関関連法律(行政法、民法等)であり、受験者は、連続する3年間に以内に全ての科目に合格しなければなりません。2013年12月31日現在の合格者数は104,901名ですが、登録税務師は36,437名になっています。また登録税務師は個人として営業することはできず、資格とは別に事務所として税務局から営業許可をとる必要があります。

4 税務専門家の現状

上海では、弁護士、注册会计师、税務師、コンサルタント会社などが、日系企業向けに記帳代行から会計、税務申告等を行っています。税務に関して税務師法は制定されておりませんが、専管員の存在が大きいですから税務師による業務独占はありません。帳簿作成や税務申告をアウトソーシングする企業は多いのですが、専門家は少ないようです。看板と中身も同じとは限りませんので、料金だけでなく、業務内容や品質を確認しておく必要があります。中国の弁護士数は約120,000名、注册会计师は約130,000名ですが、その一部の方は税務を営業種目に掲げているようです。

5 よくある相談事例

Q 上海にA子会社(100%子会社)を設立したので、日本本社から総経理を派遣させようと思っています。更に、軌道にのるまで、日本人2名を出張させようと考えていますが、この場合の、課税関係はどうなるでしょうか？

A 上海A社の仕事を行うために、出向、出張するので給与、旅費交通費(飛行機代、ホテル代)はA社で負担するのが原則と思われるのですが、ケース毎に検討してみたいと思います。

①給与と費用の全額を日本本社で負担するケース

本来は、A社で負担すべき経費ですから日本本社で移転価格とみなされ課税になることがある様です。

②給与と費用の全額をA社で負担するケース

税法上の問題はありませんが、「同一労働、同一賃金」が達成されていないときは、現地で労働問題の材料にされる可能性があります。

③給与の一定額と費用をA社で払い、給与の較差補てん金を本社で払うケース

現地の給与水準で給与を支払い、給与の較差補てん金を出向元の日本本社で支払うときは、法基通9-2-47により、損金の額に算入することができます。総経理は、上海A社に出向しますので、上海で個人所得税を申告納付する必要があります。上記①②のケースは日本支給分、上海支給分を上海で毎月申告納税することになります。③も同じですが、日本支給分と上海支給分を合算して上海で申告することになります。出張ベースの日本人2名は、給与がA社から支払われるときは、その給与額を上海で申告納税することになりますが、給与が日本で支払われているときは、183日ルールにより、中国滞在が183日未満の場合、給与が日本本社で負担されているときは、短期滞在者となり上海での課税はありませんが、183日以上になりますと上海で申告納税する必要があります。

6 むすび

今回は、紙面の都合で紹介程度になりました。中国には損得が優先される環境がありますから、お金持ちになった中国は大変強気です。法治国家でも租税法律主義でもありませんが、税収確保には効果的な税制になっているようです。